

児童扶養手当受給資格者の皆さまへ

児童扶養手当の趣旨

- ・離婚などにより、ひとり親が一人で子どもを育てながら、働き、子どもと生活するために必要な収入を得ることは大変なことです。
- ・児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立（就労）を促すために支給しているものです。

適正受給のための調査等

- ・児童扶養手当は貴重な税金をもとに支給しているため、手当の申請・受給は定められた方法に従って正しく行っていただく必要があります。
- ・児童扶養手当を受給している間、児童扶養手当法に基づく受給資格審査に必要なため、受給者および扶養義務者などの課税台帳および住民記録の閲覧、関係部署へ確認をすることがありますので、ご了承ください。
- ・手当の適正支給のため、児童扶養手当法第28条に基づき、現況届など各種の書類を提出していただきますが、それらの資料だけでは必要な事項について確認が取れない場合、児童扶養手当法第29条に基づき、調査させていただくことがあります。
- ・具体的には、受給資格の有無（同居している方の有無など）や収入の状況などを調べるため、ご自宅へ訪問したり、書類の提出を求めたりすることがあります。
- ・調査の際は、住居の賃貸借契約書の写しや預金通帳などを見せていただくなど、皆様のプライバシーに立ち入らざるを得ない場合があります。この点につきましては、十分ご理解ください。
- ・質問や調査の結果は、秘密を厳守します。
- ・職員の質問や調査に応じていただけない場合、児童扶養手当法第14条に基づき、手当の全部または一部を支給しないことがあります。
- ・必要な書類などを提出していただけない場合、児童扶養手当法第15条に基づき、手当の支払いを差し止めることがあります。

受給者の方または対象児童が、年金を受給する場合

- ・障害年金、遺族年金、老齢年金などを受給すると、児童扶養手当が停止となる可能性があります。
- ・受給済みの手当が返還になることを防ぐため、年金事務所で申請の手続きをする前に、子育て総務課または各総合支所の地域づくり推進課に必ずお申し出ください。

受給者の方が異性と事実上の婚姻関係の状態にある場合

- ・ 児童扶養手当は、母または父が婚姻した場合は受給できません。
- ・ 戸籍上は婚姻していなくても、異性と事実上の婚姻関係（同棲している、ひんぱんに定期的な訪問があるなど）の状態にある場合も受給できません。
- ・ 「交際はしていないが、事情があって異性と一緒に住んでいる」、「実際には住んでいないが異性の友人の住民票を置かせてあげている」といった状態は、事実上の婚姻関係とみなされます（既に配偶者のある異性と事実上の婚姻関係にある場合も同様）。
- ・ 心当たりがある方は、受給済みの手当が返還になることを防ぐため、必ず子育て総務課または各総合支所の地域づくり推進課にご連絡ください。

児童扶養手当を受給してから5年が経過した場合

- ・ 児童扶養手当は、「受給開始から5年を経過する」などの要件に該当すると、支給額が半額となります。ただし、「就業している」などの要件に該当する場合、必要な書類を提出することで、支給額は半額になりません。
- ・ この場合、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」および関係書類を提出する必要があります。対象者には6月中旬に通知を送付します。

住所や氏名、家族構成に変更がある場合

- ・ 住所や氏名（旧姓に戻ったなど）を変更した場合や家族構成に変更があった場合、必ず子育て総務課または各総合支所の地域づくり推進課にお申し出ください。

住民票の届出や戸籍の届出をしても、それとは別に届出が必要です。

手当が受給できない状態なのに、届出せずに受給してしまった場合、あとで全額返還となります。

※児童扶養手当法第35条の規定により、偽りその他の不正な手段により手当を受けた方は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

子育て総務課地域子育て係	21-2221	大平地域づくり推進課	43-9202
藤岡地域づくり推進課	62-0904	都賀地域づくり推進課	29-1103
西方地域づくり推進課	92-0309	岩舟地域づくり推進課	55-7759

（お問合せは、平日8：30～17：15にお願いします）

「養育費」について

1 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① 児童扶養手当の受給者が母親の場合は、監護している（実際に子どもの面倒を見ている）児童の父親が、児童扶養手当の受給者が父親の場合は、監護し、かつ生計を同じくしている児童の母親が払ったものであること。
- ② 児童扶養手当の受給者が母親の場合は、受け取った者が母親または児童（母親または児童の代理人も含まれます。以下同じ。）、児童扶養手当の受給し者が父親の場合は、受け取った者が父親または児童（父親または児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ③ 父親から母親（母親から父親）または児童に支払われたものが金銭または有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること
- ④ 父親から母親若しくは児童へ、または母親から父親若しくは児童への支払い方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含む）、郵送、母親、父親名義または児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ⑤ 「養育費」「仕送り」「生活費」「自宅ローンなどの肩代わり」「家賃」「光熱費」「教育費」など、児童の養育に係のある経費として支払われていること。

2 次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 児童扶養手当を受給している母親が監護している児童の父親以外の者から支払われたもの、または父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの
- ② 母親、父親、または児童以外の者が受け取っている場合
- ③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
- ④ 支払方法が、母親、父親または児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合。
- ⑤ 「慰謝料」や「財産分与」として支払われる場合

（注） 1 受給者が未婚の母親である場合

父親が児童を認知しており、かつ、上記 1 に当てはまる場合は、「養育費」に該当します。

2 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必用な費用を受け取り、それが上記 1 に当てはまる場合は、「養育費」に該当します。

◎養育費かどうか判断がつかない場合は、市役所にご相談ください。